

議案第7号

釜谷多目的活性化施設設置条例制定について

釜谷多目的活性化施設設置条例を別紙のとおり制定する。

平成28年9月14日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

釜谷多目的活性化施設設置条例

(目的)

第1条 木古内町民相互の交流・情報拠点・研修・文化の向上の場を供し、もって地域連帶感の醸成、福祉の増進を図るため釜谷多目的活性化施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 釜谷多目的活性化施設（愛称「釜谷ゆうなぎ館」）

位置 木古内町字釜谷42番地1地先

(管理)

第3条 施設の管理は、木古内町が管理する。

(使用者の範囲)

第4条 使用者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 木古内町に住所を有する者
- (2) その他町長が適当と認める者

(使用の許可)

第5条 施設を使用するときは、別に定める手続により使用許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第6条 次の各号に該当するときは、町長はその使用の条件を変更し、又は使用の停止、若しくは使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例に違反したとき。
- (3) 公益上、やむを得ない事由があるとき。

(使用料)

第7条 使用料は別表により使用許可する際に徴収する。

2 木古内町民相互の交流・情報拠点・研修・文化の向上に必要な研修、その他公用又は公益的な事業のために使用する場合は、減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号に該当する場合は、その金額の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責任でない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用3日前までに許可の取り消し、又は変更を申し出た場合において、特別な理由ありと認めたとき。

(損害賠償)

第9条 使用者が建物又は附属物、器具等を損傷若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、これを免除又は減免することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるものほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

別表

釜谷多目的活性化施設使用料

区分	使用時間	使用料金				超過料金
		午前	午後	夜間	全日	
		8：30～1 2：00	12：00～ 17：00	17：00～ 22：00	8：30～2 2：00	
研修室1		210	260	310	520	1時間につき全
研修室2		100	150	210	410	日料金の10分
研修室3		100	150	210	410	の1加算

暖房を使用したときは、ストーブ1基につき210円、全日の場合は、620円を計算する。

議案第8号

木古内町企業振興促進基金条例制定について

木古内町企業振興促進基金条例を別紙のとおり制定する。

平成28年9月14日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町企業振興促進基金条例

(設置の目的)

第1条 この条例は、木古内町における企業の新規立地、設備投資等を促進するために必要な経費の財源に充てるため、木古内町企業振興促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金は、予算で定めるところにより積立てるものとする。

(管理)

第3条 基金は、金融機関への預金、有価証券の買入れ、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、木古内町における企業の新規立地、設備投資等を促進するために要する経費に充当する場合に、その全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分するものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任規定)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

木古内町福祉灯油等支給条例の一部を改正する条例制定について

木古内町福祉灯油等支給条例（平成 21 年条例第 21 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 9 月 14 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町福祉灯油等支給条例の一部を改正する条例

木古内町福祉灯油等支給条例(平成21年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「世帯の収入金額の合計が850,000円を超えない」を「収入金額が950,000円以下の単身世帯及び世帯の収入金額の合計が1,400,000円以下の単身でない」に改める。

第4条の見出し中「量」を「額」に改め、同条第1項中「暖房用に灯油を利用している世帯については、1世帯当たり90リットルを支給する。」を「支給する額は、1世帯当たり12,000円とする。」に改め、同条第2項を削る。

第8条中「町長が発行する券の交付又は相当金額の支給をもって」を「第4条に規定する額を申請者が指定する口座に振り込む方法により」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する方法による支給が困難な場合は、現金により支給することができるものとする。

第9条の見出し中「福祉灯油取扱業者」を「使用の制限」に改め、同条中「福祉灯油を取り扱う業者は、町内に事業所を有する灯油販売業者とする。」を「申請者は、前条により支給を受けた暖房用燃料費を、町内での燃料購入に使用しなければならない。ただし、町内で購入できない電気等の燃料を使用している場合は、この限りでない。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

木古内町企業振興促進条例の全部を改正する条例制定について

木古内町企業振興促進条例（平成 21 年条例第 19 号）の全部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 9 月 14 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町企業振興促進条例

木古内町企業振興促進条例（平成21年条例第19号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、木古内町における企業の新規立地、設備投資等を促進するため、必要な助成を講ずることにより、産業の振興と雇用機会の拡大を図り、木古内町の経済発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 事業者 営利を目的として事業を行う者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条第6項から第10項に規定する営業を行う者、又は木古内町暴力団排除条例（平成25年6月13日条例第28号）第2条第1号から第3号に規定する者を除く。

（2） 中小企業者 事業者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

（3） 事業所 事業者がその事業の用に直接供する施設で次に該当する施設をいう。

ア 工場 常時従業員を使用して、物の製造又は加工を行う施設

イ ソフトウエアハウス 他人の需要に応じて電子計算機のプログラムの作成を行う施設

ウ 試験研究施設 高度な技術を工業製品の開発に利用するための試験又は研究を行う施設

エ 観光施設 レジャー施設、宿泊施設、遊園地、ゴルフ場及びこれに類する施設で、町内の観光振興に寄与すると認められる施設

オ その他の事業施設 アからエまでに掲げるもののほか、その事業が町内の経済の振興に寄与すると認められるもの

カ 事業附帯施設 アからオまでに掲げる施設に併設する従業員寄宿舎及び休憩施設

（4） 新設 町内に事業所を有しない者が、新たに事業所を設置する場合又は町内に事業所を有する者が、新たな事業分野の事務所を設置する場合をいう。

（5） 移転 町内に事業所を有する者が、事業所について、従来の施設の営業を廃止し、町内の他の地域に事業所を設ける場合をいう。

- (6) 増設 町内に事業所を有する事業者が事業規模を拡大する目的で当該事業所と同一業種の対象施設を設置し、又は当該事業所の敷地内若しくは、隣接地に施設を拡充することをいう。
- (7) 更新 町内に事業所を有する事業者が対象施設の生産性の向上を目的として当該対象施設を改築、改修等を行うことをいう。
- (8) 投資額 企業施設の設備投資（償却資産を含む）で、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げる資産の取得価格の合計額をいう。
- (9) 外国人技能実習生 出入国管理及び難民認定法（昭56年法律第86号）別表第1の2に掲げる在留資格「技能実習」をもって活動する者をいう。
- (10) 常用雇用者 町内に住所を有する雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者で、事業者と期間の定めのない雇用契約を結んだ1週間の所定労働時間が30時間以上のものをいう。

（助成措置）

第3条 町長は、指定した事業者へ次に掲げる助成金を予算の範囲内で指定した事業者に對し交付、又は町有地を無償で貸付けることができる。

- (1) 用地取得助成金
 - (2) 建設及び設備投資助成金
 - (3) 賃貸支援助成金
 - (4) 雇用奨励助成金
 - (5) 外国人技能実習生受入助成金
- 2 前項による町長の指定を受けようとする事業者は、あらかじめ規則で定める申請書に必要な書類を添付して、申請をしなければならない。
- 3 第1項に規定する助成金の交付対象、交付額及び交付期間並びに町有地の貸付対象及び貸付期間は、それぞれ別表に定めるところによる。ただし、町長が特に認めるときは、別表に定める範囲を超えて助成をすることができる。

（事業者の指定）

第4条 町長は、前条の指定に係る申請があったときは、その内容を審査し、指定の可否について決定するものとする。

- 2 町長は、前項において申請をした事業者が、町税、使用料その他の公課を滞納してい

る場合は、指定をしないものとする。

- 3 町長は、指定の決定をしたときは、指定をした事業者（以下「指定事業者」という。）に規則に定める通知書により、通知するものとする。

（指定の変更）

第5条 第3条第2項の規定により提出した申請書に変更が生じたときは、速やかに変更となる部分がわかる書類を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、再度その可否について決定し、決定したときは、規則で定める通知書により通知するものとする。

（助成の承継の申請）

第6条 指定事業所に係る事業所の承継があったときは、承継人に対し、助成の措置を行うことができる。ただし、その助成の措置期間は、指定事業所の残存期間とする。

- 2 前項の承継人は、規則に定める申請書を町長に提出し、助成の承継の申請をしなければならない。

（助成の承継の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、指定の可否について決定するものとする。

- 2 町長は、助成を決定したときは、指定事業者に規則に定める通知書により、その旨通知するものとする。

（指定及び助成の取消し等）

第8条 町長は、指定事業者（助成の承継の決定者を含む。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該指定若しくは助成を取り消すことができる。その際、既に措置した助成の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 別表に定める交付要件を満たさなくなったとき。
- (2) 新設、増設又は更新する対象施設の主たる設備の操業開始が予定期日より著しく遅延したとき。
- (3) 事業を廃止又は休止したとき。
- (4) 町税、使用料その他の公課を滞納したとき。
- (5) 偽りその他の不正行為により指定を受けたとき。
- (6) その他町長が特に必要と認めたとき。

（調査報告）

第9条 町長は、指定事業者に対して必要な調査を行い、報告を求めることができる。
(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

助成金または貸付の区分	交付又は貸付の対象	交付額	交付、貸付期間又は交付回数
事業所用地取得助成金	当該事業所を新設・増設・移転後、事業を行うために、常用雇用者を3人以上新規雇用した事業所で、そのために必要な用地の取得にかかる投資額。ただし投資額は最低500万円とする。	投資額の100分の20に相当する額。ただし、1,000万円を限度とする。	1回限り
事業所建設助成金	当該事業所を新設・増設・移転後、事業を行うために常用雇用者を3人以上新規雇用した事業所で、そのために要した投資額。ただし投資額は最低2,000万円とする。	投資額の100分の10に相当する額。ただし、5,000万円を限度とする。	1回限り
事業所更新助成金	当該事業所を更新後、事業を行うために、常用雇用者を新規雇用した事業所で、そのために要した投資額。ただし投資額は最低100万円とする。	投資額の100分の10に相当する額。ただし、常用雇用者を新規雇用した人数が2名以下のは場合は200万円、3名以上の場合は1,000万円を限度とする。	1回限り

事業所賃貸支援助成金	当該事業所を借用後、事業を行うために、常用雇用者を3人以上新規雇用した事業所で、そのために必要な賃借料。ただし賃借料は、最低年額60万円とする。	年間賃借料の100分の50に相当する額。ただし、年額120万円を限度とする。	3年間
雇用奨励助成金	新規雇用にともない助成を受けようとする年の前年度と前々年度の平均常用雇用者数を比較して増加した事業所とする。ただし、事業所はこの条例の施行日以降、一度でも新設された事業所、又は町内の中小企業者が運営をする事業所とする。	増加した常用雇用者人数1名につき月額5万円。ただし、10名を限度とし、小数点以下は切り捨てる。	3年間
外国人技能実習生受入助成金	新たな外国人技能実習生を受入れた事業所。	1名につき年額15万円。ただし、5名を限度とする。	3年間
町有地無償貸付	当該事業所を新設・増設・移転後事業を行うために、常用雇用者を3人以上新規雇用した事業所で、そのための用地を必要としている事業所。		10年間

議案第 11 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 11 号）第 3 条の規定に基づき、下記のとおり財産を取得するため、議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 14 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

記

1. 取得する財産 平成 28 年度木古内町スクールバス
2. 取得数量 1 台
3. 取得価格 23,500,000 円
4. 取得の相手方 函館三菱ふそう自動車販売(株)